

マイナンバーを利用して添付書類の一部の提出が省略できます。

1 注意事項

- ・ 個人番号（マイナンバー）により地方税関係情報を照会し情報を得るために、該当者全員それぞれから同意（自署）が必要です。
 - ・ 所得や税の申告をしていない方は医療費助成の申請を行う前に、申告が必要です。（現に市町村から課税・非課税証明書の交付が受けられる方、未就労の18歳未満の方の申告は不要です）
 - ・ 県から関係機関にマイナ保険証・住民票・市町村民税の各情報を照会し、情報提供を受けて事務を進めるため、通常の申請より参加者証発行までの事務処理に時間を要します。ご了承ください。
 - ・ マイナンバーを利用して添付資料の一部省略を希望された場合でも、各情報を取得できないなど照会結果によっては、紙の添付資料の提出をお願いする場合があります。ご了承ください。
- マイナンバー利用による添付資料の一部省略は任意です。通常の申請、マイナンバー利用による申請のいずれかをお選びください。
- マイナンバーを利用する方は、「2 利用方法」をご覧ください。

2 利用方法

- ・ 申請書類（省略しないまたはできない書類）に加えて、（様式）「個人番号（マイナンバー）提供書兼同意書」にマイナンバー確認書類を添えてご提出ください。
- ・ 申請者（受給者）住所・氏名は、マイナンバーカード上の表示どおり記入してください。
- ・ 2～4について✓し、【同一世帯員記載欄・同意欄】に世帯全員の方の情報照会に係る同意（自署）・マイナンバー等を記入してください。
【同一世帯員記載欄・同意欄】について
 - ・ 氏名欄は、同意する方それぞれが、ご自身で直筆で署名してください。
 - ・ マイナンバーなど各項目について、書き間違いのないようご注意ください。
 - ・ 未就労の18歳未満の方の直筆での署名は不要です（代筆可能）。また、マイナンバーの記入も不要です。